

法ので未来世代の権利を守る

世代間衡平と オーフス条約

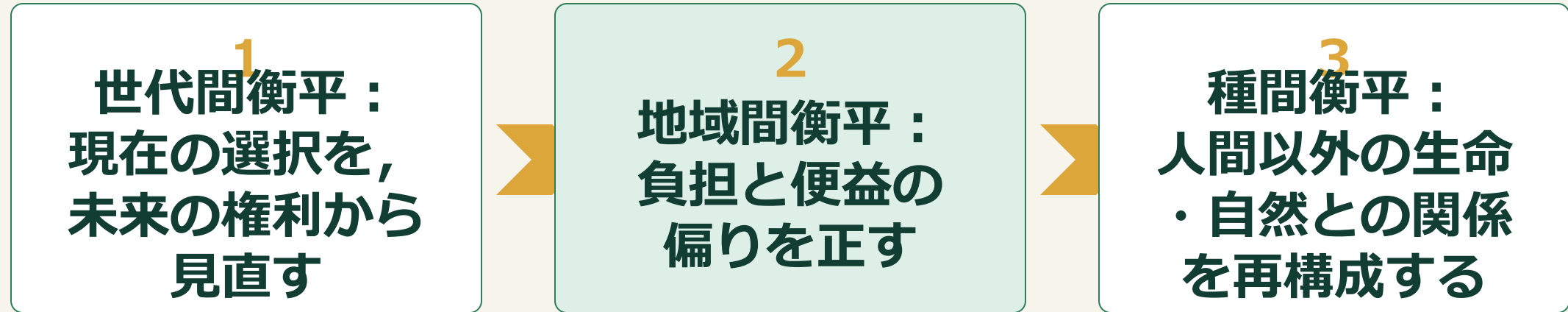
大阪大学大学院法学研究科 大久保規子

2026年9月4日 | greenaccess.law@office.osaka-u.ac.jp

GREEN ACCESS PROJECT

環境危機は、三つの衡平を同時に問う

INTRODUCTION



持続可能な意思決定には、三つの衡平を同時に扱う視点が必要

環境をめぐる「権利」の射程は拡大している

RIGHTS-BASED APPROACH

- 環境権の承認
←先住民族・コミュニティの集団的権利も
- 自然の権利，将来世代の権利へ
- 情報公開・参加・司法アクセスが，権利を実効化する



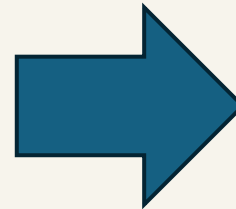
環境権は国際社会の共通言語になった

ENVIRONMENTAL RIGHTS

- 1970 東京宣言
- 1972 国連人間環境宣言
- 1992 リオ宣言
- 2022 国連総会「清浄で健全かつ持続可能な環境への権利」
- 2025 ASEAN環境権宣言

実体的環境権は六つの基盤から成る

- 清浄な大気
- 安全な気候
- 安全で十分な水
- 健全で持続可能な食料
- 無害な環境
- 健全な生態系と生物多様性



国・地域と時間を
越える権利

「自然そのもの」に権利を認める国が増えている

RIGHTS OF NATURE

- 憲法：エクアドル，メキシコの一部州など
- 法律：ボリビア，ウガンダ，ニュージーランド，スペインなど
- 条例：米国で60以上
- 判例：コロンビア，バングラデシュなど

エクアドル憲法は自然を権利主体として位置づけた

RIGHTS OF NATURE

- 第71条：自然の存在・進化のプロセス等を尊重される権利
- 第73条：絶滅・生態系破壊に対する予防的制限措置
- 第74条：環境サービスを私物化の対象としない
- 先住民族・コミュニティの資源管理への参加も保障

ボリビア法は「聖なる大地」の権利を具体化した

RIGHTS OF NATURE

- 生存，生命の多様性，水，清浄な大気への権利
- 衡平性，再生，公害のない生存への権利
- 権利の衝突は，生態系に不可逆的影響を与えない方法で解決

将来世代の権利は、環境分野から制度化が進む

FUTURE GENERATIONS

- エジプト：将来世代の環境権を保障する措置
- ノルウェー：長期的配慮に基づく天然資源管理
- ボリビア：現在・将来世代，集団，他の生物に環境権
- モーリタニア：現在世代と将来世代の権利の調和

将来世代を配慮する制度が必要である

FUTURE GENERATIONS

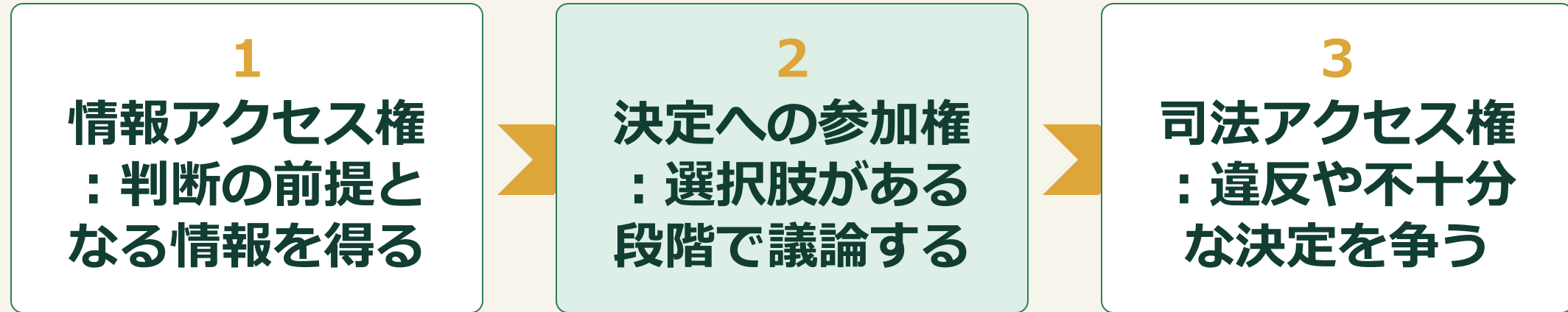
- 将来世代はほぼ確実に生まれ、生まれれば権利を持つ
- 集団としての共通の関心事は想定できる
- 世代間協定，将来世代コミッショナーという制度設計
- フューチャーデザイン（仮想将来世代）という手法



手続的権利の保障が，あらゆる権利の基盤になる

オーフス条約は「参加」を三つの権利にした

AARHUS CONVENTION



情報 → 参加 → 救済が、環境権を実効的な権利にする

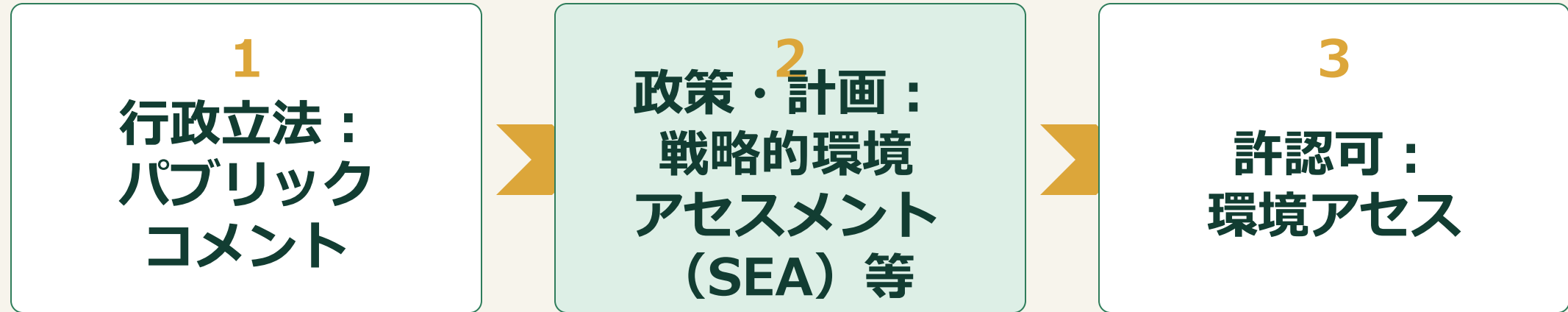
手続的環境権は世界へ広がっている

AARHUS CONVENTION

- 1992 リオ宣言第10原則
- 1998 オーフス条約
- 2010 バリ・ガイドライン
- 2015 SDGs目標16
- 2018 エスカズ協定

決定参加は「三つの段階」に分けて考える

PUBLIC PARTICIPATION



行政立法 → 政策・計画 → 許認可の各段階で参加を保障する

許認可への参加は、早期性と時間の確保が鍵

PUBLIC PARTICIPATION

1 関係市民への適切・適時
・実効的な情報提供

2 情報を検討し、追加
情報を求めるための
合理的な時間枠

3 あらゆる選択肢が残る
早期段階での参加

4 ステークホルダー分析と
対話による能動的参加
法制度を超えて

「早く知らせ、十分に考え、選択肢があるうちに対話する」

意見を「出せる」だけでは参加にならない

PUBLIC PARTICIPATION

1

必要な情報を無料で
提供する

2

書面，公聴会，意見交換会
対話ができる

3

意見をどのように考慮し
たかを追跡可能にする

4

決定理由と結果を公表し，
ルール違反を司法で争える

提出 → 適正考慮 → 公表 → 救済までできてこそ実効的参加

権利は衝突する。だからこそ手続が要る

CONFLICTS

- 現世代と将来世代，人間と自然の利益は，必ずしも一致しない
- 再生可能エネルギーにも，災害・景観・生態系へのリスクがある
- 対立を隠さず，情報・参加・救済の手続でより良い案を探る

青森県は「共生」を条例で制度化した

CASE STUDY

- 八甲田の稜線上に多数の風力設備計画
- 環境・景観・歴史文化への大きな懸念
- 2025年、二つの条例を制定

「県民の共通の財産」を良好な状態で未来に継承する

ゾーニングが「守る価値」を先に示す

CASE STUDY

ア ゾーニングの区分

県内を保護地域、保全地域、調整地域の3地域に区分する。

なお、保全地域及び調整地域のうち、市町村が設置した地域との共生を図りながら、再エネの導入を促進する区域のうち、知事が認めた区域等を共生区域とする。

区分	地域の概要
調整地域	保護地域、保全地域以外の地域
共生区域	地域との共生を図りながら、再エネの導入を促進する区域 (知事が認定した区域、温対法の促進区域、農山漁村再エネ法の設備整備区域)
保全地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全する地域 (共生区域となる場合を除き、再生可能エネルギー事業を計画できない地域)
保護地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域 (再生可能エネルギー事業を計画できない地域) ※事業の実施不可。ただし、国や市町村等が、公益上の目的(災害対策等)で設置する場合であって、他に代替場所がなく、再エネ施設の設置がやむを得ないものなどについては、例外的に認める。

※ 風力又は太陽光発電施設を設置する土地の範囲を事業区域とし、ゾーニングの区分は、事業区域に対して適用する。

調整地域

保護地域・保全地域以外の地域

共生区域

地域と共生し、再エネ導入を促進

保全地域

未来へ継承（原則、事業不可）

保護地域

特に保護すべき地域（事業不可）

4区分を事前に示し、予測可能性と合意形成の土台をつくる

(出典) 青森県作成資料

県内全域をゾーニングする

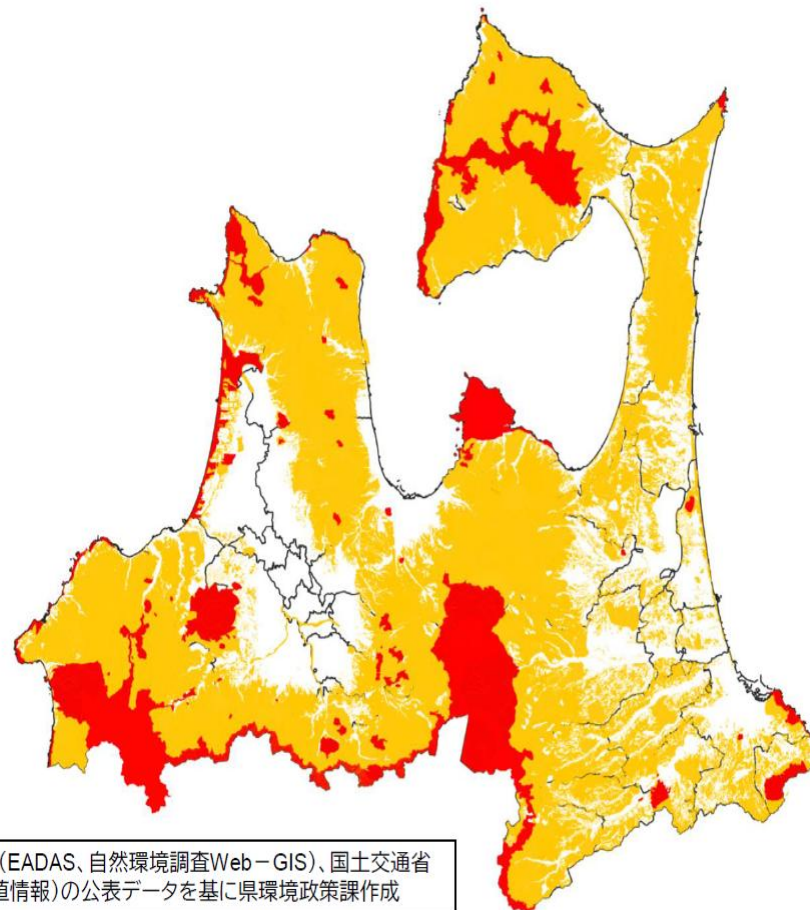
CASE STUDY

保護地域

- 自然公園区域(国立公園／特別保護、1種、2種、3種)
- 自然公園区域(国定公園／特別保護、1種、2種、3種)
- 自然公園区域(県立自然公園／1種、2種、3種)
- 自然環境保全地域(国指定)(野生保護、特別、普通)
- 自然環境保全地域(県指定)(野生保護、特別、普通)
- ラムサール条約湿地
- 鳥獣保護区(国指定・県指定)(特別保護地区)
- 世界自然遺産(緩衝区域を含む)
- 世界文化遺産(緩衝区域を含む)
- 保護林
- 緑の回廊
- 都道府県指定文化財(史跡、名勝、天然記念物)
- 国指定文化財等(史跡、名勝、天然記念物)

保全地域

- 自然公園区域(国立公園／普通)
- 自然公園区域(国定公園／普通)
- 自然公園区域(県立自然公園／普通)
- 鳥獣保護区(国指定・県指定)(特別保護地区を除く)
- 保安林(保安施設地区を含む)
- 国有林
- (保安林、保安施設地区、保護林、緑の回廊を除く)
- 地域森林計画対象民有林(保安林、保安施設地区を除く)
- 県開発規制地域(県指定)
- 県緑地保全地域(県指定)
- ◎ ふるさとの森と川と海保全地域



※ 環境省(EADAS、自然環境調査Web-GIS)、国土交通省(国土数値情報)の公表データを基に県環境政策課作成

※「●」について、一部の文化財(史跡、名勝、天然記念物)については、マップに表示していない。

※「◎」について、GISデータを入手できないため、マップに表示していない。

より良い案を探すことが合意形成になる

CASE STUDY

新

ア 環境影響評価手続前

- ・住民との意見交換会の開催
(再エネ特措法と併催可)
- ・事業計画に対する県や地域の
意見を通知(県⇒事業者)

意見交換会や市町村における
「地域の守るべき環境」等を事
業者へ通知し、今後の事業計画
への反映・見直しを求める。

現

環境影響評価手続(現行)

環境アセスメント

配慮書

方法書

準備書

評価書

FIT/FIP認定

- ・住民説明会(方法書・準備書)
- ・知事意見の提出(配慮書～準備書)

現行の環境影響評価制度により、
地域の意見を事業計画に反映する
よう、引き続き、国(事業者)に知事
意見として通知する。

新

イ 環境影響評価手続後

- ・住民との説明会の開催
(再エネ特措法と併催可)
- ・事業者に対して、事業認否の判断
を通知(県⇒事業者)

現行の環境影響評価制度では、
県や市町村等が評価書(最終事業
計画)に対する意見を述べる機会
がないため、その機会を創設。
合意形成が図られていない場合
には、事業の再構築等を求める。

(出典) 青森県作成資料



権利を掲げるだけでは、変化は起きない

情報共有・参加・救済プロセスを積み重ねることで、
信頼と実効性が生まれる

変化につなげるための四つの視点

CONCLUSION

1 権利を基礎にする

2 権利論だけで完結させない

3 実現には時間が必要

4 小さな変化を次へつなぐ

制度と実践の循環が、信頼と変化を生む

守るべきものを，意思決定の中心へ

将来世代の権利

環境権

自然の権利

三つのアクセス権

法は，対立を解消するのではなく，より良い選択を担保する